

資料 3

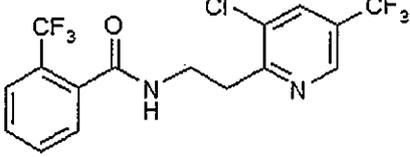
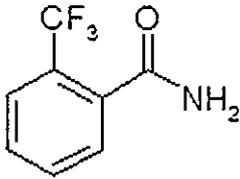
12月16日 食品衛生分科会

文書による報告事項等
に関する資料

(3) 文書による報告事項等

- ・フルオピラム（インポートトレランス申請） . . . 1～8
- ・マンデストロビン（インポートトレランス申請） . . . 9～11

フルオピラム (Fluopyram)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	インポートトレランス (IT) 制度に基づく基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	
用途	農薬/殺菌剤
作用機構	ピリジルエチルアミド系の殺菌剤である。糸状菌のミトコンドリア呼吸鎖におけるコハク酸脱水素酵素 (複合体 II) 阻害により殺菌効果を示すと考えられている。
適用作物/適用病害	りんご/黒星病 等
我が国の登録状況	りんご、なし等に農薬登録されている。
諸外国の状況	<p>2010年に JMPR における毒性評価が行われ、ADI 及び ARfD が設定されている。国際基準はきゅうり、ぶどう等に設定されている。</p> <p>米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてりんご、バナナ等に、カナダにおいていちご、ナッツ類等に、EU においてアーモンド、おうとう等に、豪州においておうとう、仁果類等に、ニュージーランドにおいてたまねぎ、ぶどう等に基準値が設定されている。</p>
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI : 0.012 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性試験 (ラット・混餌) 無毒性量 1.20 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>発がん性試験において、雌のラットで肝細胞腺腫、雄のマウスで甲状腺ろ胞細胞腺腫の発生頻度の増加が認められたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。</p> <p>ARfD : 0.5 mg/kg 体重 [設定根拠] 急性神経毒性試験 (ラット・強制経口) 無毒性量 50 mg/kg 体重 安全係数 100</p>
基準値案	<p>別紙1のとおり。</p> <p>残留の規制対象物質：農産物にあつてはフルオピラムのみとし、畜産物にあつてはフルオピラム及び代謝物 M21【2-(トリフルオロメチル)ベンズアミド】とする。</p>  <p>代謝物 M21</p>

<p>暴露評価</p>	<p>①長期暴露評価 EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="587 241 1441 472"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1 歳以上)</td> <td>34.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>76.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>34.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>37.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI : 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出したところ、一般 (1 歳以上) 及び幼小児 (1~6 歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARfD) を超えていない[※]。 注) 基準値案を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。</p>		EDI/ADI (%)	一般 (1 歳以上)	34.2	幼小児 (1~6 歳)	76.1	妊婦	34.7	高齢者 (65 歳以上)	37.1
	EDI/ADI (%)										
一般 (1 歳以上)	34.2										
幼小児 (1~6 歳)	76.1										
妊婦	34.7										
高齢者 (65 歳以上)	37.1										
<p>意見聴取の状況</p>	<p>平成 28 年 12 月 7 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメントを実施予定 (WTO 通報は対象外)</p>										
<p>答申案</p>	<p>別紙 2 のとおり。</p>										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値			作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
大豆	2	2	○	0.07			0.24-1.09(\$)(n=6)
小豆類	1	1	○	0.07			0.12-0.42(\$)(n=4)
えんどう	2	2	○				(大豆参照)
そら豆	2	2	○				(大豆参照)
らっかせい	0.2	0.09	IT	0.03	0.20	米国	{0.017-0.112(#)(n=12)(米国)}
その他の豆類	2	2	○	0.07			(大豆参照)
ばれいしよ	0.1	0.03	IT	0.03	0.10	米国	{<0.010-0.068(#)(n=16)(米国)}
さといも類(やつがしらを含む。)	0.1		IT		0.10	米国	{米国ばれいしよ参照}
かんしょ	0.1		IT		0.10	米国	{米国ばれいしよ参照}
やまいも(長いもをいう。)	0.1		IT		0.10	米国	{米国ばれいしよ参照}
その他のいも類	0.1		IT		0.10	米国	{米国ばれいしよ参照}
てんさい	0.1	0.04	IT	0.04	0.10	米国	{0.02-0.04(n=12)(米国)}
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.3		IT		0.30	米国	{0.05-0.14(#)(n=5)(米国)}
だいこん類(ラディッシュを含む。)	30		IT		30	米国	{0.28-16.51(n=12)(てんさいの葉)(米国)}
かぶ類の根	0.3		IT		0.30	米国	{米国かぶの葉参照}
かぶ類の葉	30		IT		30	米国	{0.02-0.09(#)(n=6)(にんじん)(米国)}
西洋わさび	0.3		IT		0.30	米国	{米国わさびの根参照}
はくさい	5	5	○	0.15	4.0	米国	{0.505-3.825(n=5)(米国)}
キャベツ	4	3	○・IT	0.15	4.0	米国	{0.01-0.32(n=12)(リーキ)(EU)}
芽キャベツ	0.3	0.3		0.3			{0.31, 2.18(\$)}
カリフラワー	0.09	0.09		0.09			{0.20, 1.38(\$)}
ブロッコリー	0.3	0.3		0.3			{0.06-1.27(n=6)(米国)}
ごぼう	0.3		IT		0.30	米国	{米国にんじん、ラディッシュの根参照}
サルシフィー	0.3		IT		0.30	米国	{米国にんじん、ラディッシュの根参照}
チコリ	30		IT		30	米国	{米国てんさいの葉、かぶの葉参照}
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	15	15	○	15			
その他のきく科野菜	30		IT		30	米国	{米国てんさいの葉、かぶの葉参照}
たまねぎ	0.4	0.07	○・IT	0.07	0.40	米国	{0.016-0.186(n=8)(米国)}
ねぎ(リーキを含む。)	0.7	0.2	IT	0.15	0.70	EU	{0.01-0.32(n=12)(リーキ)(EU)}
にんにく	0.4	0.07	IT	0.07	0.40	米国	{米国たまねぎ参照}
アスパラガス	0.01	0.01		0.01			
その他のゆり科野菜	0.4		IT		0.40	米国	{米国たまねぎ参照}
にんじん	0.4	0.4		0.4			
パースニップ	0.3		IT		0.30	米国	{米国にんじん、ラディッシュの根参照}
その他のせり科野菜	30		IT		30	米国	{米国てんさいの葉、かぶの葉参照}
トマト	1	0.4	IT	0.4	1.0	米国	{0.15-0.81(#)(n=12)(米国)}
ピーマン	4		IT		4.0	米国	{0.24-0.72(#)(n=9)(米国)}
なす	4		IT		4.0	米国	{米国ピーマン、とうがらし参照}
その他のなす科野菜	4		IT		4.0	米国	{0.12-1.23(n=3)(とうがらし)(米国)}
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.6	0.5	IT	0.5	0.60	米国	{0.051-0.144(n=6)(米国)}
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.6		IT		0.60	米国	{0.069-0.173(n=5)(サマスカッシュ)(米国)}
しろり	1		IT		1.0	米国	{米国メロン類果実参照}
メロン類果実 ※1	0.05		IT		1.0	米国	{<0.007-0.018(n=6)(メロン果肉)(米国)}
その他のうり科野菜	0.6		IT		0.60	米国	{米国きゅうり、サマスカッシュ参照}
オクラ	4		IT		4.0	米国	{米国ピーマン、とうがらし参照}
しょうが	0.1		IT		0.10	米国	{米国ばれいしよ参照}
なつみかんの果実全体	1		IT		1.0	米国	{米国レモン、オレンジ、グレープフルーツ参照}
レモン	1		IT		1.0	米国	{0.21-0.42(n=5)(米国)}
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1		IT		1.0	米国	{0.03-0.35(n=15)(米国)}
グレープフルーツ	1		IT		1.0	米国	{0.04-0.17(n=6)(米国)}
ライム	1		IT		1.0	米国	{米国レモン、オレンジ、グレープフルーツ参照}

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のかんきつ類果実	1		IT		1.0 米国	【米国レモン、オレンジ、グレープフルーツ参照】
りんご	1	1	○	0.5		0.42, 0.47
日本なし	3	3	○	0.5		0.92, 1.05(\$)
西洋なし	3	3	○	0.5		(日本なし参照)
マルメロ	0.8	0.5	IT	0.5	0.80 米国	【0.0548-0.2415(n=17)(りんご)(米国) 【0.1257-0.4062(n=6)(なし)(米国)】
もも	0.5	0.5	○	1		0.08, 0.20
ネクタリン	5	5	○	1		0.50, 2.42(\$)
あんず(アブリコットを含む。)	5	5	○	1		(うめ参照)
すもも(ブルーベリーを含む。)	1	1	○	0.5		0.23, 0.40
うめ	5	5	○			1.58, 1.90
おうとう(チェリーを含む。)	5	5	○	0.7		1.14, 2.10
いちご	5	5	○	0.4		1.89, 2.86
ラズベリー	5	3	IT	3	5.0 米国	【0.426, 2.392(米国)】
ブラックベリー	5	3	IT	3	5.0 米国	【0.708, 0.832, 1.415(米国)】
ブルーベリー	7		IT		7.0 米国	【0.58-4.33(n=8)(米国)】
クランベリー	7		IT		7.0 米国	【米国ブルーベリー参照】
ハuckleベリー	7		IT		7.0 米国	【米国ブルーベリー参照】
その他のベリー類果実	7		IT		7.0 米国	【米国ブルーベリー参照】
ぶどう	5	5	○	2		0.57, 2.06(\$)
バナナ	1	1		0.8	1.0 米国	【0.02-0.51(#)(n=14)(米国)】
グアバ	7		IT		7.0 米国	【米国ブルーベリー参照】
その他の果実	2		IT		2.0 米国	【0.099-0.948(n=16)(ぶどう)(米国)】
ひまわりの種子	0.7		IT		0.70 米国	【0.01-0.38(n=8)(米国)】
ごまの種子	5		IT		5.0 米国	【米国なたね参照】
べにばなの種子	0.7		IT		0.70 米国	【米国ひまわり参照】
綿実	0.8		IT	0.01	0.80 米国	【<0.01-0.465(#)(n=11)(米国)】
なたね	5	1	IT	1	5.0 米国	【0.10-2.89(n=8)(米国)】
その他のオイルシード	5		IT		5.0 米国	【米国なたね参照】
ぎんなん	0.05		IT		0.05 米国	【米国ペカン、アーモンド参照】
くり	0.05	0.05		0.04	0.05 米国	【米国ペカン、アーモンド参照】
ペカン	0.05	0.05		0.04	0.05 米国	【<0.01-0.031(n=10)(米国)】
アーモンド	0.05	0.05		0.04	0.05 米国	【<0.01-0.018(n=10)(米国)】
くるみ	0.05	0.05		0.04	0.05 米国	【米国ペカン、アーモンド参照】
その他のナッツ類	0.05	0.05		0.04	0.05 米国	【米国ペカン、アーモンド参照】
ホップ	60		IT		60 米国	【5.80, 6.71, 25.37(米国)】
その他のスパイス	0.1		IT		0.10 米国	【米国ばれいしょ参照】
その他のハーブ	4		IT		4.0 米国	【米国ピーマン、とうがらし参照】
牛の筋肉	0.8	0.5		0.8		【推:0.52】
豚の筋肉	0.8	0.5		0.8		【牛の筋肉参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.8	0.5		0.8		【牛の筋肉参照】
牛の脂肪	0.8	0.5				【推:0.63】【牛の筋肉参照】
豚の脂肪	0.8	0.5				【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.8	0.5				【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	5	3		5		【推:4.7】
豚の肝臓	5	3		5		【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	5	3		5		【牛の肝臓参照】
牛の腎臓	0.8	0.5		0.8		【推:0.71】
豚の腎臓	0.8	0.5		0.8		【牛の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.8	0.5		0.8		【牛の腎臓参照】
牛の食用部分	5	3		5		【牛の肝臓参照】
豚の食用部分	5	3		5		【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	5	3		5		【牛の肝臓参照】
乳	0.6	0.3		0.6		【推:0.38】

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
鶏の筋肉	0.5	0.2		0.5		【推:0.39】
その他の家きんの筋肉	0.5	0.2		0.5		【鶏の筋肉参照】
鶏の脂肪	0.5	0.2				【鶏の筋肉参照】
その他の家きんの脂肪	0.5	0.2				【鶏の筋肉参照】
鶏の肝臓	2	0.7		2.0		【推:1.9】
その他の家きんの肝臓	2	0.7		2.0		【鶏の肝臓参照】
鶏の腎臓	2	0.7		2.0		【鶏の肝臓参照】
その他の家きんの腎臓	2	0.7		2.0		【鶏の肝臓参照】
鶏の食用部分	2	0.7		2.0		【鶏の肝臓参照】
その他の家きんの食用部分	2	0.7		2.0		【鶏の肝臓参照】
鶏の卵	1	0.3		1.0		【推:0.87】
その他の家きんの卵	1	0.3		1.0		【鶏の卵参照】

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推:推定される残留量であることを示す

※1 メロンの果肉での残留量は、果実全体での残留量×加工係数(散布では0.04、点滴灌漑処理では0.71)として算出した。

フルオピラム

食品名	残留基準値 ppm
大豆 小豆類 ^{注1)} えんどう そら豆 らっかせい その他の豆類 ^{注2)}	2 1 2 2 0.2 2
ばれいしょ さといも類(やつがしらを含む。) かんしょ やまいも(長いものをいう。) その他のいも類 ^{注3)}	0.1 0.1 0.1 0.1 0.1
てんさい	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉 かぶ類の根 かぶ類の葉 西洋わさび はくさい キャベツ 芽キャベツ カリフラワー ブロッコリー	0.3 30 0.3 30 0.3 5 4 0.3 0.09 0.3
ごぼう サルシフィー チコリ レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。) その他のきく科野菜 ^{注4)}	0.3 0.3 30 15 30
たまねぎ ねぎ(リーキを含む。) にんにく アスパラガス その他のゆり科野菜 ^{注5)}	0.4 0.7 0.4 0.01 0.4
にんじん パースニップ その他のせり科野菜 ^{注6)}	0.4 0.3 30
トマト ピーマン なす その他のなす科野菜 ^{注7)}	1 4 4 4
きゅうり(ガーキンを含む。) かぼちゃ(スカッシュを含む。) しろりり メロン類果実 その他のうり科野菜 ^{注8)}	0.6 0.6 1 0.05 0.6
オクラ	4

※今回基準値設定するフルオピラムとは農産物にあってはフルオピラムのみをいい、畜産物にあってはフルオピラム及び代謝物M21【2-(トリフルオロメチル)ベンズアミド】をフルオピラムに換算したものの和をいう。

注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注2)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注3)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃく以外のものをいう。

注4)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注5)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注6)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注7)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注8)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

食品名	残留基準値
	ppm
しょうが	0.1
なつみかんの果実全体	1
レモン	1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1
グレープフルーツ	1
ライム	1
その他のかんきつ類果実 ^{注9)}	1
りんご	1
日本なし	3
西洋なし	3
マルメロ	0.8
もも	0.5
ネクタリン	5
あんず(アピコットを含む。)	5
すもも(プルーンを含む。)	1
うめ	5
おうとう(チェリーを含む。)	5
いちご	5
ラズベリー	5
ブラックベリー	5
ブルーベリー	7
クランベリー	7
ハックルベリー	7
その他のベリー類果実 ^{注10)}	7
ぶどう	5
バナナ	1
グアバ	7
その他の果実 ^{注11)}	2
ひまわりの種子	0.7
ごまの種子	5
べにばなの種子	0.7
綿実	0.8
なたね	5
その他のオイルシード ^{注12)}	5
ぎんなん	0.05
くり	0.05
ペカン	0.05
アーモンド	0.05
くるみ	0.05
その他のナッツ類 ^{注13)}	0.05
ホップ	60
その他のスパイス ^{注14)}	0.1
その他のハーブ ^{注15)}	4
牛の筋肉	0.8
豚の筋肉	0.8
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注16)} の筋肉	0.8
牛の脂肪	0.8

注9)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注10)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注11)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注12)「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

注13)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注14)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注15)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

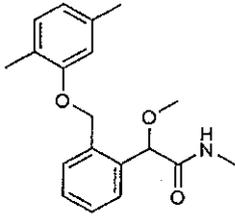
注16)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

食品名	残留基準値
	ppm
豚の脂肪	0.8
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.8
牛の肝臓	5
豚の肝臓	5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	5
牛の腎臓	0.8
豚の腎臓	0.8
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.8
牛の食用部分 ^{注17)}	5
豚の食用部分	5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	5
乳	0.6
鶏の筋肉	0.5
その他の家きん ^{注18)} の筋肉	0.5
鶏の脂肪	0.5
その他の家きんの脂肪	0.5
鶏の肝臓	2
その他の家きんの肝臓	2
鶏の腎臓	2
その他の家きんの腎臓	2
鶏の食用部分	2
その他の家きんの食用部分	2
鶏の卵	1
その他の家きんの卵	1

注17)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注18)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

マンデストロビン (Mandestrobin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	インポートトレランス (IT) 制度に基づく基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。										
構造式	 <p>(ラセミ体、<i>R</i>体：<i>S</i>体=1:1)</p>										
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	マンデル酸骨格を持つストロビルリン系殺菌剤である。ミトコンドリア内チトクローム系に作用し、電子伝達を阻害することにより細胞の呼吸阻害を引き起こし、殺菌効果を示すと考えられている。										
適用作物／適用病害	なす／菌核病 等										
我が国の登録状況	なす、きゅうり等に農薬登録されている。										
諸外国の状況	JMPR による毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においていちご、ぶどう等に、カナダにおいていちご、なたね等に、EUにおいてなたねに基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI：0.19 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌) 無毒性量 19.2 mg/kg 体重/day 安全係数 100 ARfD：設定の必要なし マンデストロビンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた急性神経毒性試験で得られた1,000 mg/kg 体重であり、カットオフ値 (500 mg/kg 体重) 以上であったことから、急性参照用量 (ARfD) を設定する必要がないと判断した。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：マンデストロビン (<i>R</i> 体と <i>S</i> 体の和) とする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="582 1697 1433 1921"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1歳以上)</td> <td>20.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>32.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>17.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>24.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1歳以上)	20.4	幼小児 (1~6歳)	32.3	妊婦	17.4	高齢者 (65歳以上)	24.0
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1歳以上)	20.4										
幼小児 (1~6歳)	32.3										
妊婦	17.4										
高齢者 (65歳以上)	24.0										
意見聴取の状況	平成28年12月7日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメントを実施予定 (WTO 通報は対象外)。										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
大豆	0.3	0.3	○			0.02,0.06(\$)
小豆類	0.2	0.2	○			<0.01,0.03(\$)(いんげんまめ)
えんどう	0.3	0.3	○			(大豆参照)
そら豆	0.3	0.3	○			(大豆参照)
その他の豆類	0.3	0.3	○			(大豆参照)
キャベツ	5	5	○			1.88,2.30
ケール	40	40	○			(たかな参照)
こまつな	40	40	○			9.01,27.7(\$)
きょうな	25	25	○			11.5,17.9(\$)
チンゲンサイ	40	40	○			(たかな参照)
その他のあぶらな科野菜	40	40	○			19.6,29.6(たかな)
レタス(サラダ菜及びらしゃを含む。)	40	40	○			8.62,29.1(\$)(リーフレタス)
トマト	10	10	○			1.39,3.15(\$)(ミニトマト)
なす	2	2	○			0.31,0.93
きゅうり(ガーキンを含む。)	2	2	○			0.35,0.54(\$)
すいか	0.1	0.1	○			0.02,0.02
メロン類果実	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
未成熟えんどう	5	5	○			1.77,2.69(さやえんどう)
未成熟いんげん	10	10	○			1.67,3.40(\$)(さやいんげん)
えだまめ	10	10	○			1.80,3.87(\$)
その他の野菜	10	10	○			(えだまめ参照)
りんご	5	5	○			1.15,1.68(\$)
日本なし	2	2	○			0.82,0.85
西洋なし	2	2	○			(日本なし参照)
もも	0.2	0.2	○			0.05,0.05
ネクタリン	5	5	○			0.50,2.12(\$)
あんず(アブリコットを含む。)	5	5	○			(うめ参照)
すもも(プルーンを含む。)	2	2	○			0.36,0.83
うめ	5	5	○			2.70,2.93
おうとう(チェリーを含む。)	5	5	○			2.43,2.86
いちご	3		IT	3.0	米国	【0.45-2.05(#)(n=10)米国】
ぶどう	10	10	○			3.01,3.02
かき	3	3	○			0.54,1.41(\$)
茶	40	40	○			17.1,25.8(\$)(あら茶)
その他のハーブ	40	40	○			(たかな参照)

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

マンデストロビン

食品名	残留基準値 ppm	※今回基準値を設定するマンデストロビンとは、マンデストロビン(R体)及びマンデストロビン(S体)の和をいう。
大豆 小豆類 ^{注1)} えんどう そら豆 その他の豆類 ^{注2)}	0.3 0.2 0.3 0.3 0.3	注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
キャベツ ケール こまつな きょうな チンゲンサイ その他のあぶらな科野菜 ^{注3)}	5 40 40 25 40 40	注2)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。 注3)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。) トマト なす	40 10 2	
きゅうり(ガーキンを含む。) すいか メロン類果実	2 0.1 0.05	注4)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
未成熟えんどう 未成熟いんげん えだまめ その他の野菜 ^{注4)}	5 10 10 10	
りんご 日本なし 西洋なし	5 2 2	注5)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
もも ネクタリン あんず(アプリコットを含む。) すもも(プルーンを含む。) うめ おうとう(チェリーを含む。)	0.2 5 5 2 5 5	
いちご	3	
ぶどう かき	10 3	
茶 その他のハーブ ^{注5)}	40 40	